路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	石狩市浜益区群別六七七番一から同市浜益区群別三六七番四まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
四百五十一号	北海道石狩郡当別町字青山六一〇〇番二から同町字青山六〇八六番四まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月五日

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

北海道開発局長　関　克己

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号	名寄市字智恵文一九〇〇番一から北海道中川郡美深町字美深六六六番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月六日

○北海道開発局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間北海道開発局及び同局旭川開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
名寄市字智恵文一九〇〇番一から北海道中川郡美深町字美深六六六番一〇まで	一三・〇〇～二六・一二 メートル	三・四二六 キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年三月五日

○大阪府公安委員会告示第二十二号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月五日

大阪府公安委員会委員長　栗原　宏武

指定暴力団

平成二十年五月二十二日大阪府公安委員会告示第六十三号に係る指定番号六二〇八―一の指定暴力団（七代目酒梅組）

変更前

一　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目七番十五号

二　代表する者の氏名　金　在鶴

三　代表する者の住所　大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目七番十五号

変更後

一　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市西成区太子一丁目三番十七号

二　代表する者に代わるべき者の氏名　南　與一

三　代表する者に代わるべき者の住所　大阪府泉南市新家一〇九一番地

国会事項

衆議院

質問書提出

三月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

腎疾患対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

日本時間二月二十七日午後に南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問主意書（江渡聡徳提出）

平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

議案付託

三月三日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）　総務委員会に付託

質問主意書転送

三月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

間質性肺脱炎に関する質問主意書（草川昭三提出）（第三五号）

稀少な水源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書（加藤修一提出）（第三六号）

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書（小池晃提出）（第三七号）

人事異動

財務省

（主税局税制第一課長）財務事務官　中江　元哉

主税局総務課長を命ずる

兼ねて主税局税制第一課長を命ずる

（大臣官房審議官兼主税局総務課長事務取扱）同　佐川　宣寿

主税局総務課長事務取扱兼務を免ずる（以上三月三日）

厚生労働省

平岡　昌和　坂本由喜子

労働保険審査会委員に任命する（各通）（二月二十二日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、チリ国で発生した地震による災害につき、三月三日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年３月５日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　梯川水系梯川

2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防

3　河川管理施設の位置　石川県小松市中海町７号83番、149番及び同番地先

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　小松市長　和田　慎司

住所　石川県小松市小馬出町91番

5　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　別図に表示した範囲の維持（図面省略）

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成22年２月９日から道路の存続する日まで